明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　一

〔省　令〕
○冷凍保安規則の一部を改正する省令（経済産業七二）　二

〔告　示〕
○市の境界変更の件（総務三一一）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務一七〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一四〇九、一四一〇）　四
○保安林の指定を解除する件（同一四一一）　四
○自衛隊の特定行事及び入場料の額を定める件（防衛二二四～二二六）　五
○道路に関する件（中部地方整備局九二）　五

〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　六

〔叙位・叙勲〕
官庁事項　六

〔官庁報告〕
北海道開発局公示（北海道開発局）　七
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（茨城労働局最低工賃公示一）　七

〔公　告〕
諸事項　七

官庁
司法書士懲戒処分、広域漁業調整委員会会長公示、無縁墳墓等改葬関係　八

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三〇

会社その他

府　令

○内閣府令第五十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第五項の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年九月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（権利の発行） **第十四条**　［略］ 2　［略］ 3　法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 ［一・一の二　略］ 二　法第二条第二項第三号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者 イ　当該権利が法第三条第三号に掲げる有価証券に該当しない場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者 (1)　当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。次号イ(1)において同じ。）に該当する場合　業務を執行する社員 (2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社 ロ　イに掲げる場合以外の場合　業務を執行する社員	（権利の発行） **第十四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一・一の二　同上］ 二　［同上］ イ　当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。次号イにおいて同じ。）に該当する場合　業務を執行する社員 ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社